

中山間地域等直接支払事業

- 平成25年度の実施状況
- 最終評価結果について

広島県農林水産局農業基盤課

平成26年5月21日

目 次

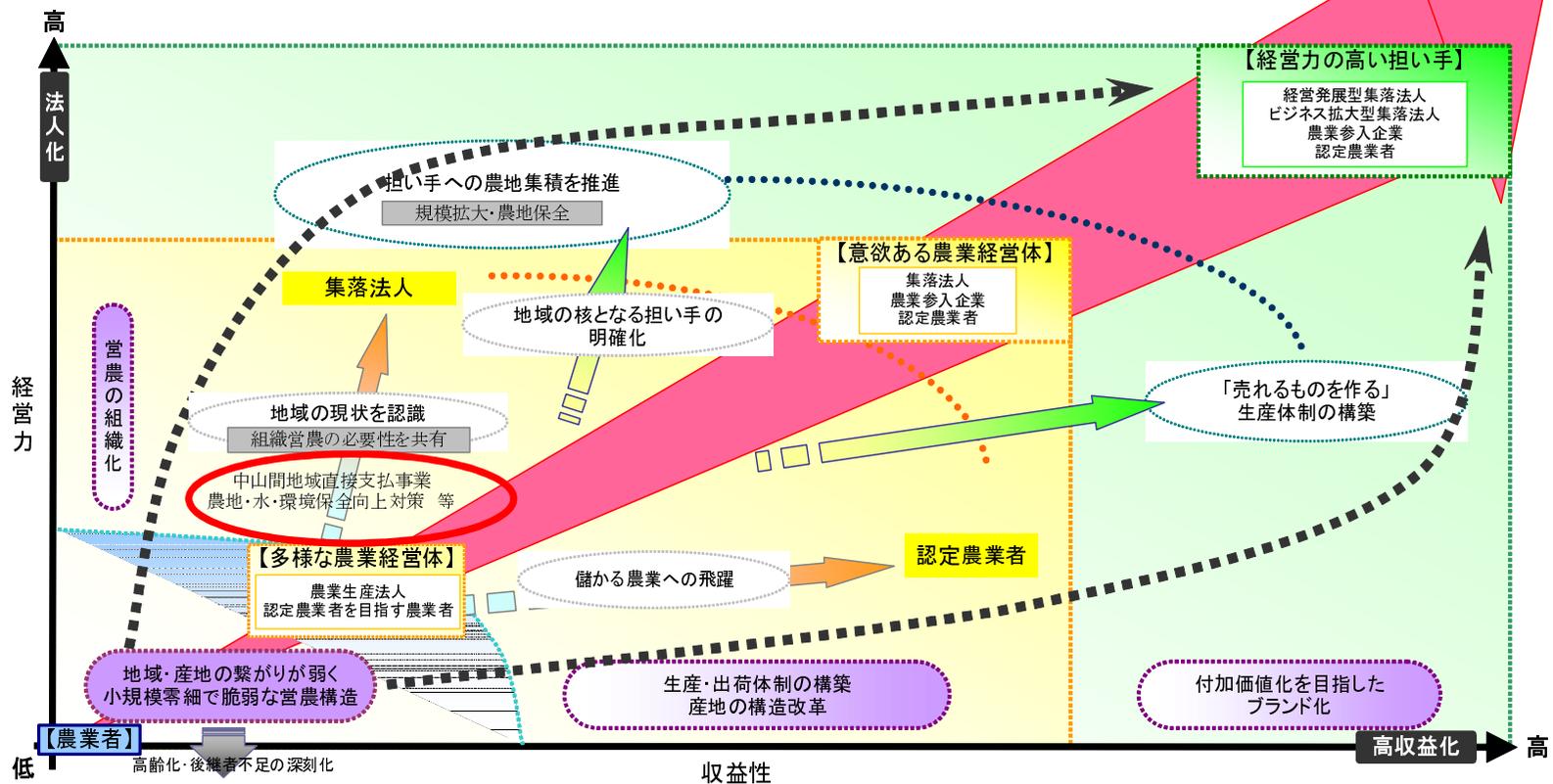
1	県の農業施策の展開方向	3
2	中山間地域等直接支払制度の概要	4
3	事業実施の状況	
(1)	取組市町数及び交付率	6
(2)	各市町別実績	7
(3)	協定数	8
(4)	協定締結面積と交付額	9
(5)	協定締結面積の内訳	10
(6)	交付金の使途	11
(7)	全協定の取組状況	12
(8)	体制整備単価協定の取組状況	13
(9)	加算措置の取組状況	14
4	事業の取組状況の推移	15

5	最終評価	
1	成果	
(1)	集落マスタープランの取組	16
(2)	農業生産活動等の取組	16
(3)	自律的かつ継続的な農業生産 活動等の体制整備としての取組	17
(4)	その他協定締結による活動	18
2	課題	
(1)	実施上の課題	19
(2)	交付金交付の効果等の課題	19
3	総合評価	
(1)	市町による総合評価	20
(2)	県による総合評価	21
(3)	集落法人の運営への寄与	23
6	参考	
	耕地面積・耕地利用率の推移	24
	耕作放棄の発生抑制	25
7	協定活動事例	
	東広島市 宇山協定	27
	呉市 沖友協定	28

1. 広島県の農業施策の展開方向

2020広島県農林水産業チャレンジプラン

- 産業として自立できる農林水産業の確立
- 農林水産物の販売力の強化
- 県民の安全で安心できる食生活の実現
- 農林地の公益的機能の維持発揮
- 農山漁村地域の暮らしの安心安全の確保



2. 中山間地域等直接支払制度の概要

○ 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する施策

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の65%
- 耕地面積の43%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の39%
- 農業集落数の52%

中山間地域の現状

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進行
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

【耕作放棄地の増大】

食料供給機能及び多面的機能の低下

農業生産条件の不利を補正

中山間地域等直接支払制度の内容(平成22~26年度)

1. 対象地域

特定農山村法など地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域

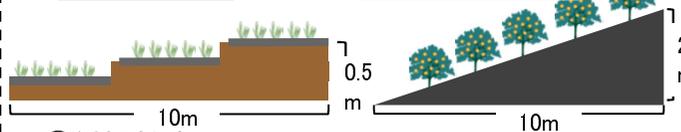
2. 対象農用地

対象地域内で①~⑤の基準に該当する農振農用地内の一団の農用地(1ha以上)

①急傾斜地

水田
(傾斜:1/20)

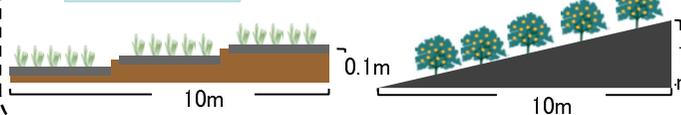
畑、草地、採草放牧地
(傾斜:15°)



②緩傾斜地

水田
(傾斜:1/100)

畑、草地、採草放牧地
(傾斜:8°)



③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

3. 対象者 ...対象農用地内で協定に基づき5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

4. 対象行為

① 集落協定

5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者間で締結。具体的取組事項は別途

② 個別協定

5年間以上の農業生産活動等を行う認定農業者等が締結

5. 交付単価

(体制整備単価, 別途加算措置あり)

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜地	21,000
	緩傾斜地	8,000
畑	急傾斜地	11,500
	緩傾斜地	3,500
草地	急傾斜地	10,500
	緩傾斜地	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜地	1,000
	緩傾斜地	300

※③と④の対象農用地は緩傾斜地の単価

効果

- 農業生産活動の継続
- ・耕作放棄地の復旧・発生防止



- ・農道や水路の適切な管理

- 多面的機能の発揮
- ・農作業体験を通じた都市住民との交流



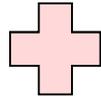
- ・周辺林地の下草刈り
- ・景観作物の作付 等

- 集落営農化など、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備

<<集落協定における取組事項>>

①必ず実施しなければならない事項【必須事項】

- 集落の将来像等を記載した集落マスタープランの作成・実践
- 農業生産活動等(耕作放棄の発生防止, 農道・水路の維持管理)
- 多面的機能増進活動



②体制整備単価をうけるための前向きな取組【選択事項】

○農用地等保全マップの作成・実践 ……必須要件

○以下の地域の実態に即して, 次のA~Cから1つ以上を選択

◇A要件(次のうち2つ以上を選択)

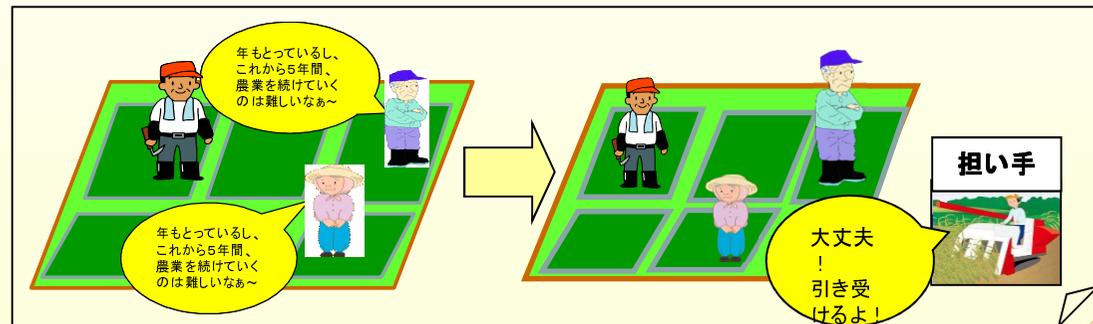
- ・協定農用地の拡大
- ・機械・農作業の共同化
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物等の加工
- ・農業生産条件の強化
- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・多様な担い手の確保
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託

◇B要件(次のうち1つ以上を選択)

- ・集落を基礎とした営農組織の育成
- ・担い手集積化

◇C要件

- ・集团的かつ持続可能な体制整備



③加算措置(規模拡大, 小規模・高齢化集落支援, 法人設立, 集落連携促進)

3. 平成25年度 事業の実施状況

(1) 取組市町数及び交付率

○県内23市町のうち、対象農用地を有する市町は20市町であり、そのうち18市町で基本方針を策定し、事業を実施している。
 ○県内耕地面積のうち約61%が制度の対象となる対象農用地(※)となっている中で、耕地面積に対して約38%、対象農用地に対して約62%の農用地に交付金が交付されている。



※対象農用地…市町基本方針で定めた、交付の対象となり得る農用地

県内市町数	23
対象農用地のある市町数	20
基本方針策定市町数	18
交付市町数	<u>18</u>

A 耕地面積	56,900 ha		
B 対象農用地面積	<u>34,723</u> ha	B/A	61.0%
C 協定締結面積	<u>21,709</u> ha	C/A	38.2%
		C/B	<u>62.5%</u>

(2) 各市町別実績
(H25実績)

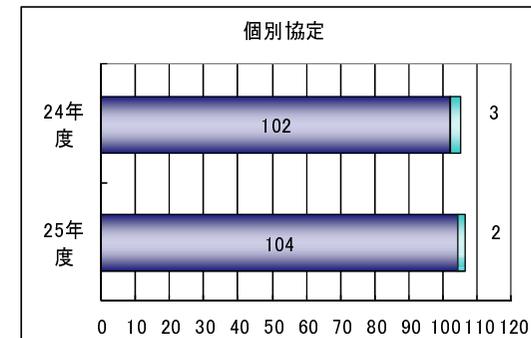
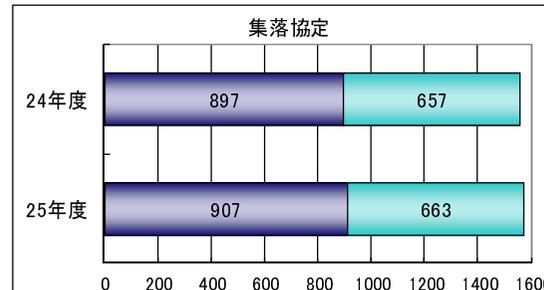
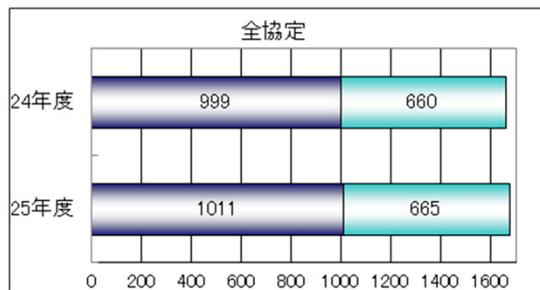
市町名	協定数			協定締結面積(ha)			協定面積のうち加算単価面積(ha)	交付額(千円)
		集落協定	個別協定		体制整備単価面積	基礎単価面積		
広島市	45	44	1	330	251	80	25	65,468
廿日市市	26	26	0	232	128	104	42	32,570
安芸高田市	209	203	6	2,468	1,391	1,077	173	325,692
安芸太田町	52	52	0	369	151	218	73	56,928
北広島町	161	152	9	2,850	1,541	1,310	262	372,531
呉市	15	15	0	153	33	120	0	18,950
江田島市	9	9	0	27	1	25	0	2,993
竹原市	11	11	0	126	82	44	53	17,941
東広島市	117	110	7	1,774	1,436	338	274	266,129
大崎上島町	13	13	0	105	33	72	12	10,395
福山市	4	3	1	28	23	5	5	4,135
府中市	34	32	2	364	317	46	27	49,086
神石高原町	110	104	6	1,061	679	381	40	130,235
三原市	105	86	19	1,520	1,146	374	118	196,571
尾道市	15	11	4	118	118	0	0	23,405
世羅町	122	102	20	1,868	1,620	248	93	246,412
三次市	276	266	10	3,567	2,584	982	234	483,975
庄原市	352	331	21	4,748	3,520	1,228	46	623,759
県計	1,676	1,570	106	21,709	15,056	6,653	1,477	2,927,176

※四捨五入のため、合計が合わない場合がある

(3) 協定数 (H24実績とH25実績)

- 体制整備単価の協定数が全体の6割を占めている。
- 前年度と比較し、体制整備単価の協定締結等、積極的な取組が見られる。

	全体			集落協定			個別協定		
		体制整備 単価	基礎 単価		体制整備 単価	基礎 単価		体制整備 単価	基礎 単価
24年度 実績	1,659	(60.2%) 999	(39.8%) 660	1,554	(57.7%) 897	(42.3%) 657	105	(97.1%) 102	(2.9%) 3
25年度 実績	1,676	(60.3%) 1,011	(39.7%) 665	1,570	(57.8%) 907	(42.2%) 663	106	(98.1%) 104	(1.9%) 2
増減	17	12	5	16	10	6	1	2	▲1



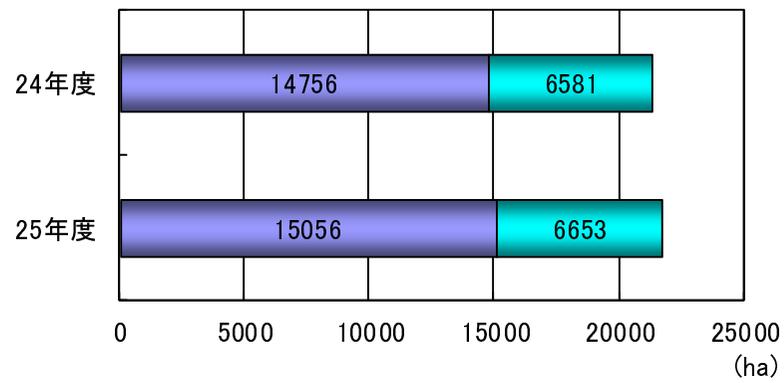
(4) 協定締結面積と交付額
(H24実績とH25実績)

- 協定締結面積は、372ha増加し、基礎単価から体制整備単価への移行や体制整備単価での協定締結の増加による。
- 交付額についても、総額で4千1百万円増加し、基礎単価から体制整備単価の移行や新たな協定締結により増加した。

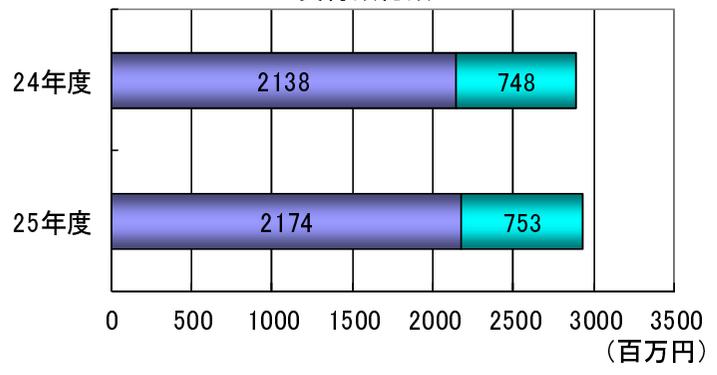
(単位: ha, 百万円)

	協定締結面積総計			交付額総計		
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価
24年度実績	21,337	(69.2%) 14,756	(30.8%) 6,581	2,886	(74.1%) 2,138	(25.9%) 748
25年度実績	21,709	(69.4%) 15,056	(30.6%) 6,653	2,927	(74.3%) 2,174	(25.7%) 753
増減	372	300	72	41	36	5

協定締結面積総計

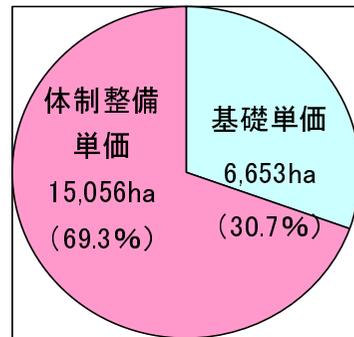


交付額総額



(5) 交付面積の内訳 (H25実績)

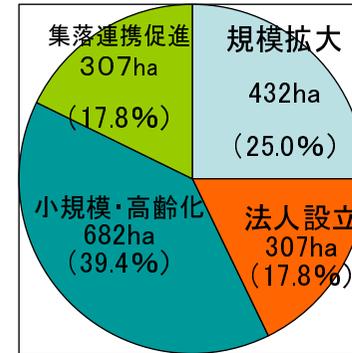
① 交付単価別面積 (ha)



全体21,709ha

体制整備単価は、協定数ベースでは全体の6割、面積ベースでは全体7割となっている。
多くの地域で体制整備に向けた取組がされている。

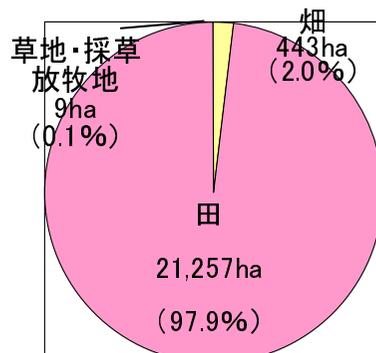
② 加算単価適用面積 (ha)



全体1,728ha

3期から創設された小規模・高齢化集落支援加算が最も多い。次いで、担い手への集積に対する規模拡大加算が多い。

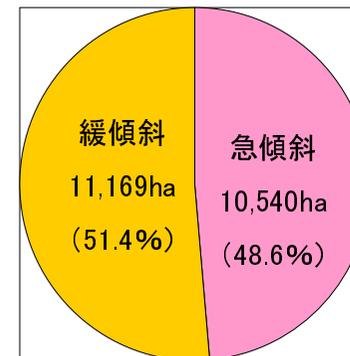
③ 地目別面積 (ha)



全体21,709ha

田での締結が9割を超え、水田地域での協定締結が進んでいる一方で、畑での締結が進んでいない。

④ 交付基準別面積 (ha)



全体21,709ha

急傾斜と緩傾斜、ほぼ同程度の締結状況となっている。

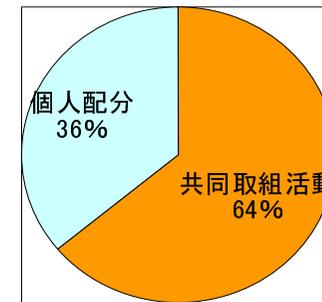
(6) 交付金の使途 (H25実績)

- 共同取組活動に充当する額が全体の6割となっている。
- また、交付金を道・水路の管理、農地の管理等、最低限の活動に活用する例が多いが、農地の保安全管理を行うため、農地管理・鳥獣害被害防止・共同利用機械の購入に使われる額も多く、共同機械・施設購入に充当する額も多い。

① 平成25年度交付総額の配分割合

交付額(千円)【集落協定+個別協定】	2,927,176	—
うち集落協定交付額	2,814,784	(100%)
共同取組活動	1,804,195	(64%)
個人配分	1,010,589	(36%)

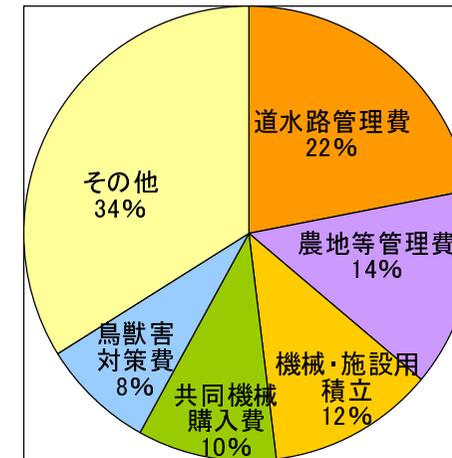
集落協定における配分割合



② 共同取組活動の使途

使途	金額(千円)	割合
①道・水路管理費	400,008	(22%)
②農地管理に係る費用	248,791	(14%)
③機械導入・施設整備のための積立	218,039	(12%)
④共同利用機械購入費	181,004	(10%)
⑤鳥獣被害防止対策費	142,858	(8%)
⑥その他	613,495	(34%)

共同取組活動の使途



全協定に係る活動取組状況

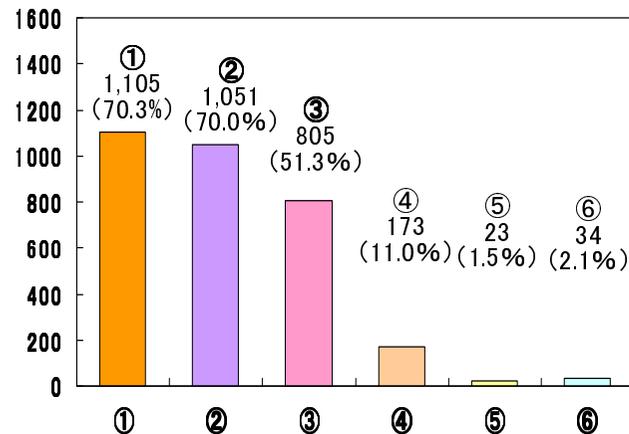
- 耕作放棄の防止に係る活動では、「農地の法面管理」, 「鳥獣被害防止対策」, また農地の流動化のための「賃借借の設定・農作業の委託」が大半を占めている。
- 水路・農道の管理に係る活動は、ほとんどの協定において実施されている。
- 多面的機能増進活動については、周辺林地の下草刈に取組む協定がもっとも多い。

耕作放棄の防止に係る活動内容	協定数
① 農地の法面管理	1,105
② 鳥獣被害防止対策	1,051
③ 賃借借設定・農作業の委託	805
④ 簡易な基盤整備(土地改良含む)	173
⑤ 既耕作放棄地の保全管理等	23
⑥ その他	34

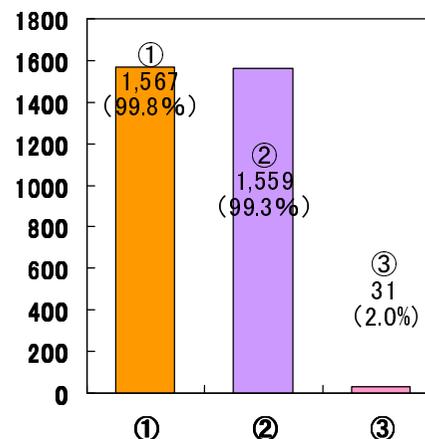
水路・農道の管理に係る活動内容	協定数
① 水路の管理	1,567
② 農道の管理	1,559
③ その他の施設(ため池等)の管理	31

多面的機能増進に係る活動内容	協定数
① 周辺林地の下草刈	1,186
② 景観作物の作付け	556
③ 堆きゅう肥の施肥	418
④ 魚類・昆虫類の保護	65
⑤ 粗放的畜産	45
⑥ その他	190

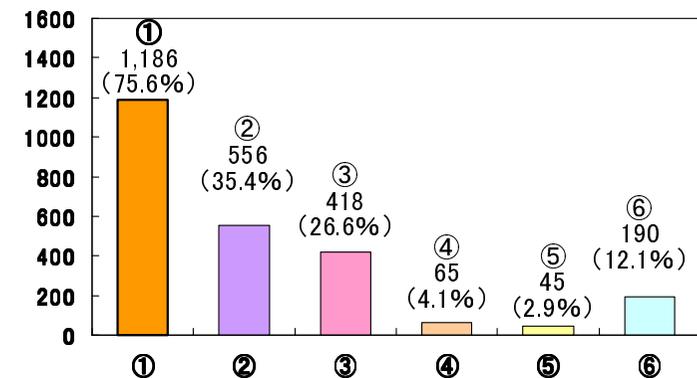
耕作放棄の防止等の活動実施状況



水路・農道等の管理活動取組状況



多面的機能増進活動取組状況



※ (%)は全協定1,570に占める取組割合重複あり

(8) 体制整備単価協定の 取組状況

体制整備単価協定に係る活動取組状況

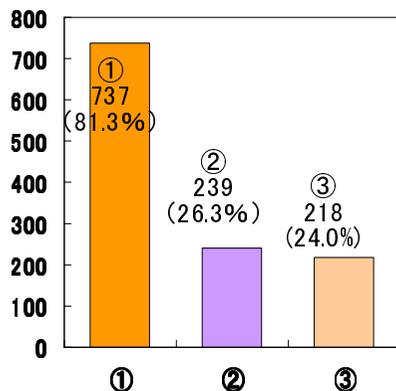
【体制整備単価を適用する907協定について】

- 農用地等保全マップ（将来に亘って農地を保全するための活動をマッピングしたもの）については、農地法面、水路・農道等補修・改良が必要として作成している協定が最も多く、共通の課題となっている。
- 農業生産活動等の体制整備として取組むべき活動については、集団的かつ持続可能な体制整備を取組んでいる協定が圧倒的に多い。次いで、機械・農作業の共同化や担い手集積化など、集落をまとまりとした農作業等を行っている集落が多い。

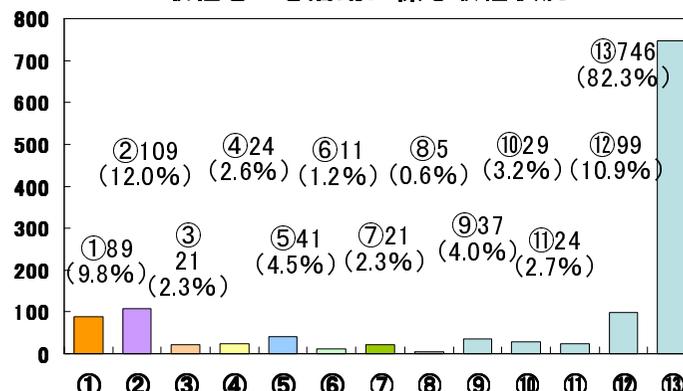
農用地等保全マップ取組内容	協定数 (重複あり)
① 農地法面、水路・農道等補修・改良	737
② 農作業共同化又は受委託	239
③ その他将来に向けた適正な農地保全	218

農業生産活動等の体制整備として取組むべき活動取組内容	協定数 (重複あり)
① 協定農用地の拡大	89
② 機械・農作業の共同化	109
③ 高付加価値型農業の実践	21
④ 地場産農産物等の加工販売	24
⑤ 農業生産条件の強化	41
⑥ 新規就農者の確保	11
⑦ 認定農業者の育成	21
⑧ 多様な担い手への農地集積	5
⑨ 担い手への農地集積	37
⑩ 担い手への農作業委託	29
⑪ 集落を基礎とした営農組織の育成	24
⑫ 担い手集積化	99
⑬ 集団的かつ持続可能な体制整備	746

(協定数)
農用地等保全マップ取組状況 (協定数)



農業生産活動等の体制整備として
取組むべき活動に係る取組状況



※ (%)は体制整備単価907協定に占める取組割合

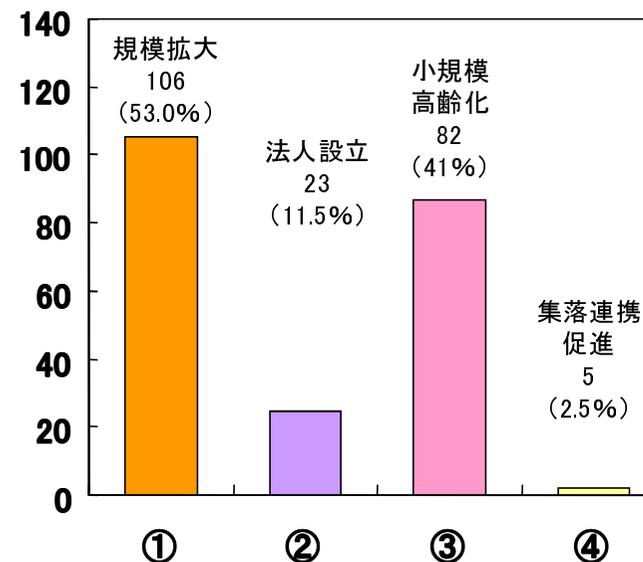
加算措置に係る取組状況(200協定において、次の加算を適用)

担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算措置のある規模拡大加算が最も多い(106協定)。
次いで、小規模・高齢化集落を取り込み、共同で農業生産活動をした場合に加算措置のある小規模・高齢化集落支援加算に取組んでいる協定が多い(82協定)。

取組内容	協定数
① 規模拡大加算 (担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算)	106
② 法人設立加算 (農業生産法人を設立する場合に加算)	23
③ 小規模・高齢化集落支援加算 (小規模・高齢化集落を取り込み、共同で農業生産活動した場合に加算)	82
④ 集落連携促進加算 (未実施集落と連携し、地域の活性化を担う人材確保等を行う場合に加算)	5

加算措置に係る取組状況

(協定数)



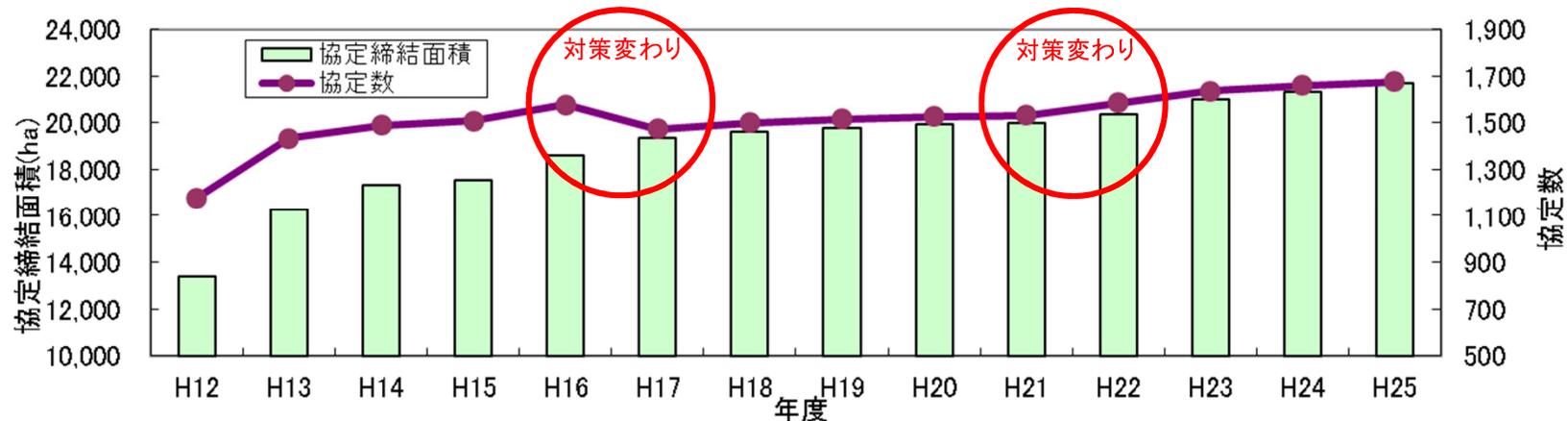
※ (%)は加算措置適用協定200に占める取組割合

4. 事業の取組状況の推移

○本制度が始まった平成12年度以降、毎年度取組面積は増加しており、平成25年度では、1,676協定(前年度17協定増)、協定締結面積は21,709ha(前年度372ha増)で取組が行われている。

○第2期対策の最終年度と比較すると、体制整備単価協定が345協定増加したのに対し、基礎単価協定が245協定減少し、第3期対策では体制整備単価への移行が進んでいる。

【協定締結の推移(平成12年度から平成25年度)】



【第2期対策と第3期対策の協定の構成比較】

		【第2期対策と第3期対策の協定の構成比較】						(単位:協定, ha)		
		全体	体制整備単価	基礎単価	集落協定	体制整備単価	基礎単価	個別協定	体制整備単価	基礎単価
		平成21年度 (第2期最終年度)	協定数	1,533	630	903	1,464	562	902	69
	協定面積	19,986	10,678	9,308	19,521	10,224	9,297	465	454	11
平成25年度 (第3期最終年度)	協定数	1,676	1,011	665	1,564	907	657	106	104	2
	協定面積	21,709	15,056	6,653	20,810	14,166	6,644	899	890	9
増減	協定数	143	381	△ 238	100	345	△ 245	37	36	1
	協定面積	1,723	4,378	△ 2,655	1,289	3,942	△ 2,653	434	436	△ 2

5 最終評価

1 成果

(1) 集落マスタープランの取組

- 集落マスタープランにおいては、「集落の将来像」（集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備等）、「5年間で達成する目標」、「各年度ごとの目標」（担い手への農地集積面積等）を定め、総会等で実施状況を確認しながら取組むことで、計画的に実施された。
- また、中間年評価において、145集落が集落マスタープランの達成に向けて「引き続き指導・助言が必要」とされたが、平成26年度までに水路の補修等を行うことにより、全ての集落で目標達成が見込まれる。

(2) 農業生産活動等の取組

- 耕作放棄の防止等の活動
 - ① 全ての市町、20,758haで耕作放棄の防止等の活動が実施された。
 - ② 9市町、52haの農地が農振農用地へ編入され、新たな取組がなされた。
 - ③ 既耕作放棄地の復旧は1市町、2haで取組まれた。
- 水路・農道等の管理活動
 - 水路は5,094km（個別協定では1km）
 - 農道は3,543km（個別協定では1km）
 - を対象に、清掃・点検・修繕等が実施され、農業用施設が適切に維持・管理された。
- 多面的機能を増進する活動
 - ① 全ての市町、204ha（個別協定では1町、0.1ha）で多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りを実施した。
 - ② 9市町、5haで市民農園や棚田オーナー制度に取組んだ。

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備としての取組

○ 農用地等保全マップの作成

当マップの作成に当たり、協定内での話し合いを通じて農用地等の管理状況を集落全体で認識し、ため池の管理、水路・農道の修繕、鳥獣害防止策の計画的な実施及び担い手に集積する農地の明確化につながった。

○ A要件

- ① 協定農用地の拡大 → 10市町, 2,137 ha 前期対策から取組拡大
- ② 機械・農作業の共同化 → 8市町, 657ha 省力化・経費削減効果
- ③ 高付加価値型農業の実践 → 3市町, 27ha 減農薬栽培や新品種の導入等, 産地のブランド化に効果
- ④ 地場産農産物等の加工・販売 → 8市町, 24協定 収益向上が図られた。
- ⑤ 農業生産条件の強化 → 6市町, 85ha 農業基盤の強化が図られた。
- ⑥ 新規就農の確保 → 2市町, 4人が新規に就農
- ⑦ 認定農業者の育成 → 4市町, 12人の育成がなされた
- ⑧ 多様な担い手の確保 → 4市町, 12人の育成がなされた
- ⑨ 担い手への農地集積(農作業受託を含む) → 12市町, 279haの農地が担い手へ集積

○ B要件

- ① 集落営農組織の育成 → 4市町, 239haで取組まれ, これを契機に集落法人の設立の増加
本県では, 当制度の実施地域において,
平成12~16年度(5年間) 53法人設立 平成17~21年度(5年間) 91法人設立
平成22~25年度(4年間) 20法人設立 (計164法人)・・・(県内法人数243法人)
- ② 担い手への農地の集積 → 9市町, 1,682haで集落法人等への農地が集積(規模拡大効果)

○ C要件

- 集团的サポート体制の整備 → 13市町, 746協定で体制整備を実施し, 295協定で取決めが実行

(4) その他協定締結による活動

○ 集落機能の活性化（市町最終評価より）

当制度に取組んだことにより、17市町において、協定締結を行うことで、集落の将来等について話し合う機会が増加し、さらに共同活動を行うことで、集落活動に対する住民意識の向上や住民同士のつながりが深まる等集落の活性化が図られた。

○ 加算措置

① 規模拡大加算：担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算

集落協定では11市町、392haで、個別協定では5市町、40haで取組まれ、集落法人・認定農業者等の規模拡大が図られた。

② 小規模・高齢化集落支援加算：小規模・高齢化集落を取り込み、共同で農業生産活動した場合に加算

集落協定では11市町、673haで、個別協定では1町、10haで取組まれ、小規模・高齢化集落の農業生産活動を支援した。

③ 特定農業法人設立加算：特定農業法人（集落法人）を設立する場合に加算

8市町、20法人が設立された。

④ 農業生産法人設立加算：農業生産法人を設立する場合に加算

2市町、2法人が設立された。

⑤ 集落連携促進加算：未実施集落と連携し、地域の活性化を担う人材確保等を行う場合に加算

2市町、118haで取組まれ、地域の活性化が図られた。また、地域の活性化を担う人材については1名が確保されている。

(1) 実施上の課題

今後、制度を推進して行くうえでの制度の基本的な枠組み(対象地域や対象農用地(傾斜区分等)、協定期間、交付単価、遡及返還等)の課題について、市町、地域の意見や提案等を具体的に記載

- 集落の過疎化・高齢化が急速に進む一方で、世代交代が進んでおらず、将来の農業生産活動等への不安があると回答した市町が最も多かった(5市町)。
- 次いで、同一集落内において、傾斜基準に満たない農地への交付がないことによる不公平感が生まれ、集落全体の取組になっていない(3市町)。
- 協定での事務手続きが煩雑であり、取組みを続けることが難しい(3市町)。

(市町評価より抜粋)

(2) 交付金交付の効果等の課題

今後、制度を推進して行くうえでの取組内容(農業生産活動等として取り組むべき事項やA・B・C要件、加算措置等)の課題について、市町、地域の意見や提案等を具体的に記載

- 体制整備単価要件に関する意見が最も多かった(3市町)。内容は、A・B要件は達成基準が厳しく、廃止又は加算単価とする一方で、C要件を必須要件にし、体制整備単価を満たすような取組とする。
- 次いで、個人配分に関する意見が多く(2市町)、内容としては、集落協定という概念から、より共同取り組み活動の充実を図るため、個人配分の上限枠を設ける必要があるとの意見であった。

(市町評価より抜粋)

(1) 市町による総合評価

- 耕作放棄の発生防止及び水路・農道の維持管理に効果があったとの回答が最も多かった(全18市町)。
- 次いで、集落法人等、担い手への農地の集積が進んだことによる規模拡大について、効果があったという回答が5市町からあった。
- また、条件不利地域の中山間地域において、当制度の評価は高く、制度の継続を望む声強い。

評価区分		市町数	割合(%)
A	おおいに評価できる	8	44.5
B	おおむね評価できる	10	55.6
C	やや評価できる		
D	さほど評価できない		
E	ほとんど評価できない		
F	全く評価できない		
G	その他		

(2) 県による総合評価

1 農地維持管理活動に対する評価

- 中山間地域では、過疎・高齢化による担い手の不足、鳥獣害被害や耕作放棄地の増加等が進む中、個々の農家に任されていたこれらの問題を解決し、農業生産活動の維持や農用地の保全を行うため、協定の話し合いを基にした合意形成と協定の締結を通じて、集落全体の問題と捉え、当制度に取組んだ。

この結果、農地法面や水路・農道等の管理に係る共同作業については、協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答する集落が約8割を占めており、農業生産活動の維持という面で評価できる(中間年評価より)。

また、話し合いや共同取組活動の実施を通じて、「地域のコミュニケーションの増加」や「連帯感の醸成」等の個別の意見もあり、全体としては「集落機能の維持・活性化」に効果があったと回答する集落が約9割を占めており、地域・集落の活性化においても大きな役割を担っている(中間年評価より)。

2 自律的かつ継続的な農業生産活動に対する評価

- 過疎・高齢化・担い手不足といった農業の問題を抱える本県においては、「産業として自立できる農林水産業の確立」を課題としており、その解決策として、集落法人等の担い手の育成を進めている。そのなかで、当制度の体制整備単価の取組活動は中山間地域に集落法人設立の契機となった。

- 当制度の実施地区において、体制整備単価の設定がなかった1期目(H12~16)の5年間で53法人の設立だったものが、体制整備単価ができた2期目(H17~21)からは、5年間で91法人の設立となり高い効果が見られ、3期目(H22~25)においても、20法人が設立されており、引き続き、当制度の取組み効果が認められる。

- また、耕地面積が年々減少し、耕作放棄地面積が増加する状況において、協定締結面積は年々増加し、H25年度では21,709haもの農地が保全管理されており、次代の担い手に優良な農業生産環境を継承することに非常に効果的である。

- 以上のことから、当制度の成果をおおいに評価できるものとする。

- 集落単位での農地維持・流動化や担い手育成・規模拡大に寄与するものであり、今年度より創設された日本型直接支払制度の中での多面的機能支払との一体的な推進を図りながら、更なる取組の拡大を目指す。

(H27目標22,000ha)

(2) 県による総合評価(評価区分)

県の総合評価 A

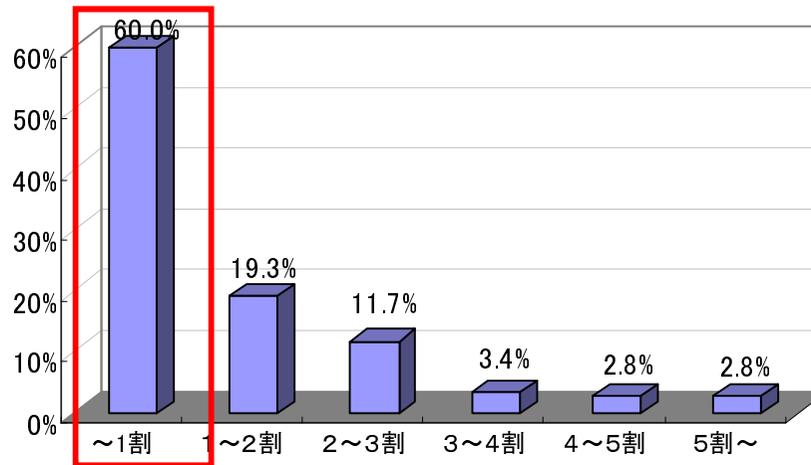
評価区分	
A	おおいに評価できる
B	おおむね評価できる
C	やや評価できる
D	さほど評価できない
E	ほとんど評価できない
F	全く評価できない
G	その他

(3) 集落法人の運営への寄与(中間年評価より)

○法人経営に交付金が及ぼす影響では、交付金が法人収入の1割未満とする6割を占め、金額的には法人経営の一助にすぎないが、交付金がなくなった場合には、法人の6割が「非常に経営に影響がある」と答え、金銭面だけでなく、交付金の意義がうかがえる。

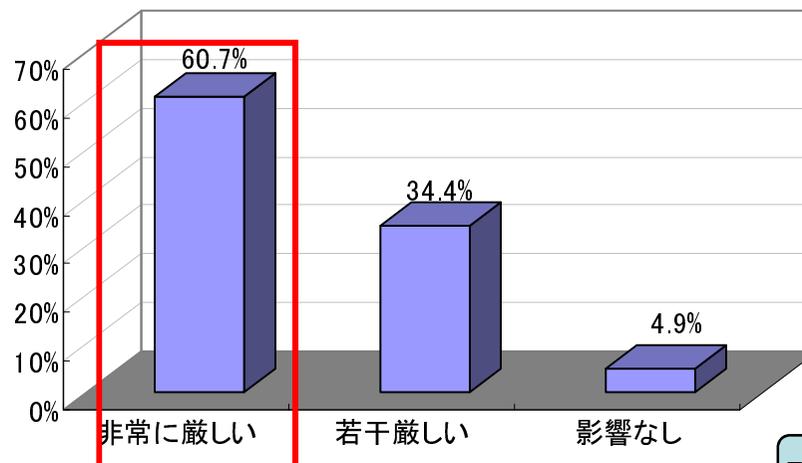
Q 法人が受け取った交付(予定)額が法人の収入に占める(予定の)割合を教えてください。

- ①1割未満
- ②1割程度
- ③2割程度
- ④3割程度
- ⑤4割程度
- ⑥5割以上



Q 仮に交付金がなくなった場合、法人経営への影響等について教えてください。

- ①非常に厳しい
- ②若干厳しい
- ③特に影響はない



【参考】 (円/10a)
平成24年集落法人経営(平均)

売上高 100,965	売上原価 49,969	
	販売費及び一般管理費 10,463	
	営業外費用 718	
集落還元額 53,035	作業委託費 15,514	
	支払地代 8,343	
	労務費 29,178	
営業外収益 28,876	経常利益 15,656	

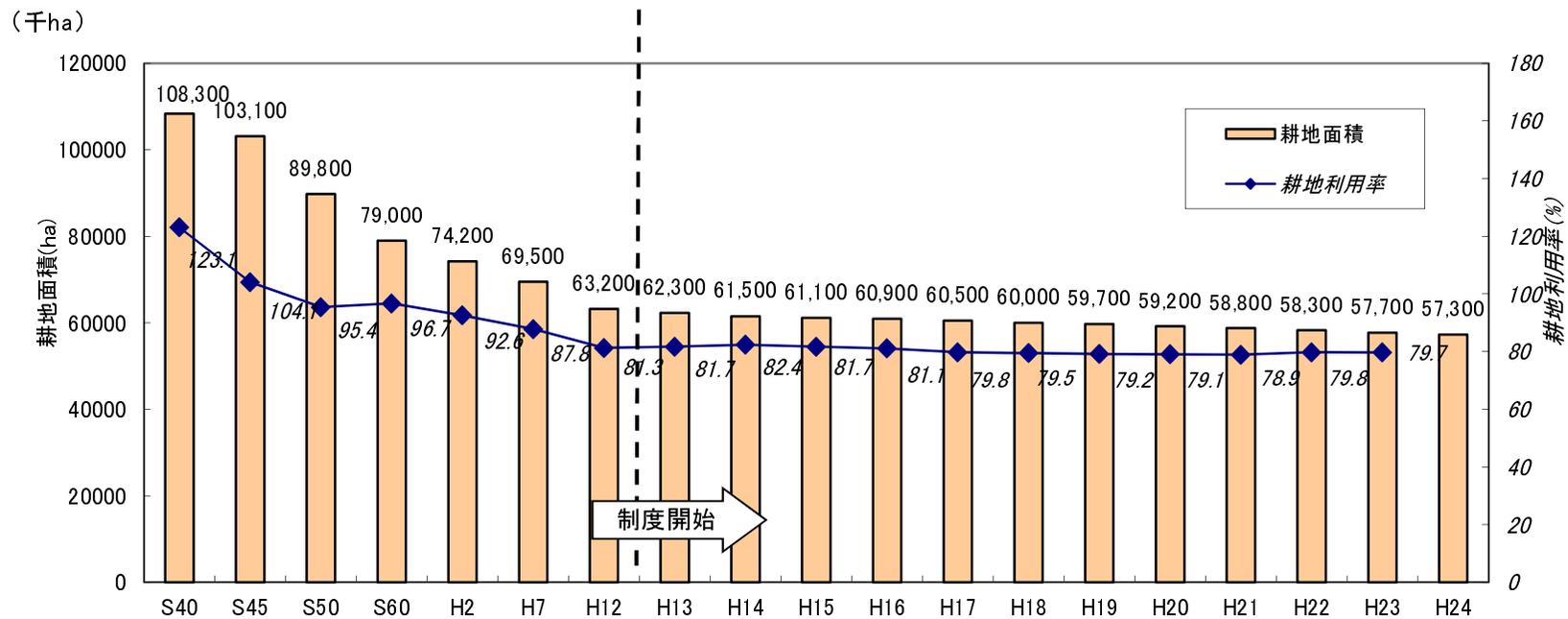
ここに中山間地域等直接支払交付金が入る

6 参考

耕作放棄の発生を抑制

- 耕地面積，耕地利用率ともに減少傾向にあったが，当制度が発足した平成12年度を境に，ほぼ横ばいになっている。

耕地面積・耕地利用率の推移

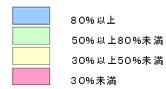


資料：耕地及び作付面積統計

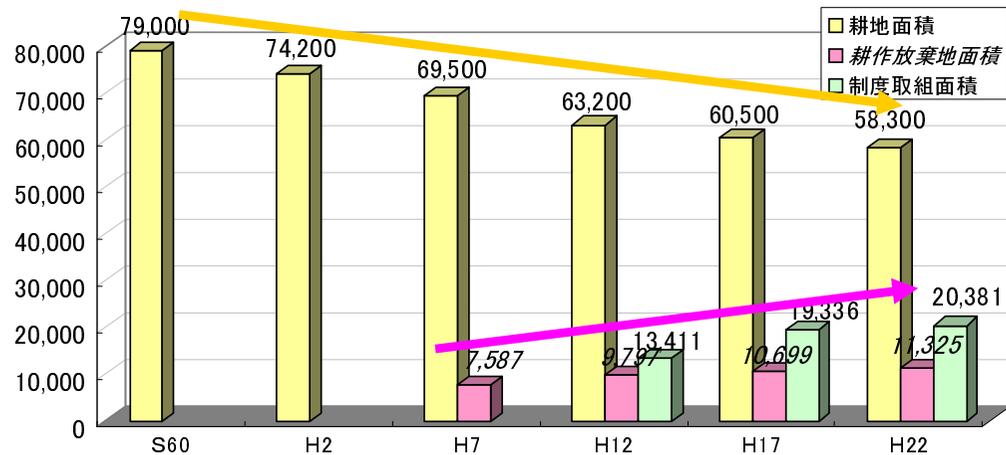
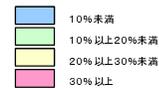
耕作放棄の発生抑制

○交付面積率(対象農用地に対する交付面積の割合)は、中北部では高いが、沿岸・島嶼部では低くなっている。一方、耕作放棄地率では、中北部で低く、沿岸・島嶼部で高くなっており、これらの傾向は交付面積率と反比例している。

平成25年度における取組状況(交付面積率)



2010センサス結果による耕作放棄地率



耕地面積が年々減少し、耕作放棄地面積が増加する状況において、耕作放棄の発生を防止し、農用地の維持を図る本制度の意義は高い。

Ⅶ 協定活動事例

○東広島市 宇山協定

○呉市 沖友協定

担い手への農地集積を実施している事例

東広島市 河内町 ^{うやま} 宇山集落協定

協定の概要

- 協定面積 81ha
- 交付額 1,589万円
(共同取組活動配分 54%)
- 参加者 農業者84人
(農)うやま等

協定締結のきっかけ

高齢化・後継者不足が進む中、農地の荒廃が懸念され、継続的な農地の維持管理を図るため、集落営農を法人化することと合わせて、協定締結。

一番の効果

集落法人を中心とした農地の集積を実施し、効率的な農業生産活動の体制を整備した。

特徴的な取組

- 法人設立、そして営農の合理化・効率化の実現
平成22年11月に協定農用地の25ha（33%）の集積を目標とし、「農事組合法人うやま」を設立。水稻、ソバ、麦の栽培行う。
- 共同利用機械利用面積
 - ・汎用コンバイン(ソバ)27.1ha
 - ・水稻コンバイン 7.9ha
 - ・田植機 3.4ha
 - ・ブームスプレーヤー 5.4ha
 - ・トラクター 29.0ha
- 課題
地形が急峻であるため農地の維持管理特に畦畔部分に多くの負担がかかっている。



かんきつ地帯での取組事例

呉市 豊町 ^{おきとも} 沖友集落

協定の概要		
○ 協定面積		9ha
○ 交付額		108万円
	(共同取組活動配分)	50%)
○ 参加者	農業者	13人

協定締結のきっかけ

高齢化・後継者不足に悩む中、被害が顕著となってきた有害鳥獣被害防止のため、集落全体を囲むように防護柵を設置したことがきっかけ。

一番の効果

集落全体として、水路・農道等の整備や鳥獣被害防止活動を取り入れ、集落ぐるみの農業生産活動の体制整備を図ることができた。

特徴的な取組

○ 高付加価値型農業の実践

新たに産品に高付加価値を付ける栽培方法の取組や協定内にある加工場を利用して、かんきつを使用した菓子類等の製品化を図っている。

(デコポンのぶらぶらハウス)



○ 有害鳥獣被害防止策の設置

延長8kmに及ぶイノシシ防護柵の設置

